

機関番号：14401
 研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2008 ～ 2010 年度
 課題番号：20252004
 研究課題名（和文） ドイツ・ポーランド間の「歴史問題」 -その実態把握と信頼醸成への展望
 研究課題名（英文） The “Problem of History” Between Germany and Poland: A View of Situation Assessment and Towards the Building of Trust
 研究代表者 木戸 衛一
 (KIDO EIICHI)
 大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授
 研究者番号：70204930

研究成果の概要（和文）：日韓・日中関係に似て、ドイツとポーランドは「過去」をめぐり対立してきた。だが今日、両国関係は非常に良好で、それはエリートや制度のレベルだけでなく、市民の態度からも伺える。こうした政治的雰囲気の好転は、ポーランドの EU 加盟に起因する。旧ドイツ領シュレージエン地方に存在するドイツ系少数民族は、EU 域内の「フレキシブル・アイデンティティ」効果で、独自のアイデンティティを発展させている。このように、二国間の歴史問題を解決し、相互信頼関係を築くには、国民国家次元を越えた何らかの装置が必要で、日本にもそれを創出する真剣な努力が求められている。

研究成果の概要（英文）：Similar to Japanese-Korean and Japanese-Chinese relations, German-Polish relations are frequently marred by animosities and feuds that are rooted in the “past”. But these relations have been much better. This amicability is not limited to the level of elites and institutions, for it can also clearly be seen in the attitudes of both German and Polish citizens. The improved political atmosphere between the two nations is a result of the Polish nation becoming a member of the European Union. The Silesia region, an area that was formerly part Germany, has a German minority that has developed an original identity that is neither wholly German nor Polish. The European Union's recognition of “flexible identity” within the region is highly significant. In order to resolve historical issues that come between nations and to find ways to build relationships of mutual trust, it is necessary to have the means to go beyond the nation-state level. Japan must make a serious effort to achieve these aims.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	8,800,000	2,640,000	11,440,000
2009年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2010年度	7,400,000	2,220,000	9,620,000
総計	20,900,000	6,270,000	27,170,000

研究分野：社会科学B

科研費の分科・細目：国際関係論

キーワード：歴史認識、和解、アイデンティティ、シュレージエン

1. 研究開始当初の背景

1945 年以前の「過去」の解釈をめぐり、日本は今なお中国・韓国など近隣諸国と

しばし険悪な関係に陥っている。日本と似た歴史過程を経ているドイツも、西側の隣国フランスとは対照的に、東側の隣国ポーランドと

は（1972年の西独・ポーランド間の歴史教科書勧告にもかかわらず）、近現代にとどまらないさまざまな歴史的事象（ドイツ騎士団による東方植民、プロイセン・ロシア・オーストリアによるポーランド分割、ナチス＝ドイツによるポーランド占領、第二次世界大戦後の国境線の変更など）をめぐる紛争が生じている。とりわけ、ドイツで被追放民連盟の活動が活発化し、「追放反対センター」（Zentrum gegen Vertreibung）のベルリンへの設置が決定する一方、ポーランドでレフ・カチンスキ大統領在任中（2005～2010年）、反独キャンペーンが盛んに展開された当時、両国関係は非常に刺々しい雰囲気であった。そこで本研究では、「過去」をめぐるドイツ・ポーランド関係の実態を、特に両国民の歴史・現状認識に即して調査・分析し、紛争解決への道を探ることとした。

2. 研究の目的

本研究は、戦争と暴力支配の20世紀を経て、平和で公正な21世紀の地球社会を展望するためには、過去清算に基づいた善隣関係が不可欠であるとする基本的見地に立ち、数世紀にわたってドイツとポーランドの間に横たわる歴史問題が今日の両国民の意識にどのように反映しているか、そして「歴史問題」解決の方途がどのように追求されているかを明らかにしようとしたものである。

3. 研究の方法

ドイツ・ポーランド間の「歴史問題」に関わる政治過程一般については、政府・議会・NGO資料や、新聞・雑誌報道を渉猟した。しかし、本研究の特色は、両国間の「歴史問題」がそれぞれの国民意識にどのように反映しているかを調査・分析したことにある。その際、ドイツ・ポーランドの既存の世論調査機関によるデータを利用しただけでなく、オポーレ（ポーランド）のNGO「ドイツ・ポーランド協力の家」（Dom Współpracy Polsko-Niemieckiej/Haus der Deutsch-Polnischen Zusammenarbeit）と連携して、シュレージエン地方に存在するドイツ系少数民族に対してアンケート調査を実施し、その結果を分析した。これはドイツ・ポーランド両国で新機軸の研究と評価され、新聞やテレビ・ラジオなど、現地のメディアにも注目されることとなった。

4. 研究成果

*総論

木戸衛一（研究代表者）

（1）ドイツ・ポーランド関係の現状

今日ドイツ・ポーランド関係はかつてなく良好と言われ、「場合によっては独仏関係ほど緊密」と評されるほどである。しかもそれは、単なる政治家や制度のレベルにとどまらず、両国民の態度から明瞭に伺うことができる。2011年6月15日に発表されたアレンスバッハ世論調査研究所の浩瀚な調査や、2010年9月末に公表された公共問題研究所（ワルシャワ）とコンラート・アデナウアー財団との共同調査、公共問題研究所が2011年1月末に発表した「ドイツ・ポーランド・バロメーター」は、それを裏付けている。

この良好な両国関係は、2007年11月16日、ポーランド首相にドナルド・トゥスクが就任したことが大きく関わっているが、より構造的には1990年11月の国境条約、1991年6月の善隣友好協力条約（いずれも1992年に発効）、1999年のポーランドのNATO加盟、2004年のEU加盟といった蓄積の帰結と言える。

（2）くすぶる「歴史問題」への対応

だが、いかに現在のドイツ・ポーランド関係が良好だとしても、前近代から両国間に幾多の紛争が存在し、特に第二次大戦でナチス＝ドイツが侵攻して、多数のポーランド市民の命を奪った事実は、ポーランド人の集合的記憶から払拭されたわけではない。

その神経を逆撫をするように、ドイツの被追放民連盟（BdV）が、「追放反対センター」のベルリン設置を推し進め、エリカ・シュタインバッハ理事長（連邦議会議員）が、刺激的な歴史認識発言を繰り返したことが両国関係の障害になったことは、当然である。2011年2月10日、ドイツ連邦議会が、1950年に「故郷被追放民憲章」（Charta der Heimatvertriebenen）が署名された8月5日を、追放の犠牲者を追悼する国家的記念日とする可能性を「検討する」ことを決議したことも、ポーランドにとっては懸念材料となった。

だが、こうした動向への両国の対応策は、おおむね理性的で賢明だったと言える。ドイツでは、「追放反対センター」プロジェクトに対抗して、旧東独出身の国会議員マルクス・メッケルが、「想起と連帯欧州ネットワーク」（Europäisches Netzwerk Erinnerung und Solidarität）を主唱して、2010年2月12日、ドイツ・ポーランド・スロヴァキア・ハンガリーの代表が集まり、全体主義独裁・戦争・強制移住に特徴づけられる20世紀の歴史を研究・記録することを任務とする「ネットワーク」を結成した。他方ポーランドでは、トゥスク首相が「追放反対センター」への全面拒否から姿勢を転換、グダンスクに第二次大戦博物館を建設し、そこに逃亡・追放の問題を組み込む提案を行った。これに応じてドイツのメルケル首相は、シュタインバッハの「逃亡・追放・和解」財団理事就任を断

念させた。

2007年12月、ドイツとポーランドの外相が、共通の歴史教科書の作成に向けてプロジェクトを発足させることで合意したことを受けて、翌年5月、両国にまたがるプロジェクト・グループが発足したことも、「歴史問題」解決への重要なステップとなった。2010年12月1日にはワルシャワで、「ドイツ・ポーランド歴史教科書」プロジェクト・グループが、120頁に及ぶ、教科書づくりのための勧告が発表された。

ところが、「勧告」の公表によってとりあえず専門家の手を離れた共通歴史教科書プロジェクトは、これを引き受ける出版社探しで躓き、当初予定されていた2013/14年度の使用が危ぶまれている。刊行の打診を受けた出版社側は、固辞する理由として、関心の乏しさと財政面のリスクを挙げている。国家に頼らず、両国市民社会の力を発揮するという共通歴史教科書プロジェクトの原則は大いに理解できるが、これを金銭面で挫折に追いやらないためには、やはり政治的なイニシアティブが求められていると思われる。

(3) シュレージエンにおける独自のアイデンティティの発展

歴史にまつわるドイツ・ポーランド間の係争点の一つには、第二次大戦後の国境線の変更によって生じた、シュレージエン(シロンスク)におけるドイツ系少数民族の存在がある。かつて共産主義時代、その存在は否定されていたが、体制転換から20年以上経っても、多数派ポーランド人とドイツ系住民の関係は依然微妙である。

2011年3月31日、最大野党「法と正義」は、報告書「共和国の状況」を発表、国勢調査で「ポーランド民族nationality」「ドイツ民族」以外に「シュレージエン民族」の項目が記載されたことを批判した。彼らによれば、「シュレージエン性」(Schlesiertum)は、ポーランドからの分離の密かな形態であり、ドイツへの接近のカムフラージュを意味しているものであった。

だが、本研究は、オポーレ(ポーランド)のNGO「ドイツ・ポーランド協力の家」と提携して行ったアンケート調査を通じて、そのようなポーランド民族保守派の主張の不当性を明らかにした。シュレージエンでは、「ポーランド人かドイツ人か」という二者択一ではなく、「シュレージエン人」としての独自のアイデンティティが確立しつつある。

これは、EUがその域内で「フレキシブル・アイデンティティ」を可能にしている所産である。今後シュレージエンは、EUの枠内でさらにその独自性を強め、ドイツとポーランドを分け隔てるのではなく結びつけるユニークな役割を果たすことが予想される。このように、二国間の歴史問題を解決するためには、

国民国家を越えたレベルでの何らかの装置が必要であり、「過去」の重荷を背負う日本には、それを創出する真剣な努力が求められている。

*使用言語とアイデンティティ

我田広之(研究分担者)

(1) アンケート調査の結果

- ・家庭内で最も頻繁に使う言語は、「シュレージエン語」79.6%が圧倒的で、以下「ドイツ語」10.8%、「ポーランド語」9.4%の順であった。
- ・母語としては、「シュレージエン語」48.3%、「ドイツ語」38.7%、「ポーランド語」12.8%の順であった。
- ・シュレージエン語の運用能力に関しては、「流暢に話す」72.7%、「上手に話す」16.7%、「まあまあうまく話す」4.9%を合わせると9割を大きく上回り、ほとんどの人が話せる。
- ・ドイツ語の運用能力に関しては、「読み書きも会話も流暢にできる」32.0%、「話すのと書くのはうまい」26.3%という結果で、読み書きも会話もできるのは6割に満たなかった。
- ・民族上のアイデンティティについては、「ドイツ人」22.2%、「シュレージエン人」21.8%が拮抗し、続いて両方に属しているが「ドイツ人というよりはシュレージエン人」19.1%、「シュレージエン人というよりはドイツ人」13.7%となり、「ドイツ人でもシュレージエン人でもポーランド人でもある」も12.8%いた。

(2) 現地の専門家(研究協力者)によるコメント

①ダヌタ・ベルリンスカ(オポーレ大学の社会学者)の見解

シュレージエン人の際だった特徴として、三言語併用(Dreisprachigkeit)という現象がますます頻繁に見受けられる。自分の帰属するナショナリティーを尋ねる問いに対しても、回答者のほぼ半数が複数の民族的アイデンティティを選択している。その意味では、「複数の民族的社会化タイプの並行的発展」あるいは「伝統的な民族性の脱社会化」という言い方ができ、まさにこの文化的属性が多文化的アイデンティティの形成を助長している。

②トマシュ・カムセラ(アンドリュース大学歴史学部講師)の見解

現実には、特にシュレージエン語とポーランド語が当該の地域で二言語併用的な共生の役割を果たしており、ドイツ語の使用される割合ははるかに少ない。この二言語併用ないし多言語併用は、今回調査対象となったコミュニティに特徴的であり、ポーランドのドイツ系少数民族はドイツ語を会話ではほとんど使用しない。したがって、オーバースレージエンでは、中央ヨーロッパに典型的な国民(nation)と言語との一致は成立してい

ない。

(3) 考察

① 母語教育をめぐる

ドイツ系少数民族の要求にもかかわらず、目下のところ、ポーランドにはドイツ語だけで授業を行なう学校は存在しない。ドイツ語とポーランド語とのバイリンガル学校が2校あるのみである。わずかな例外のケースとしては、週 1~4 時間のドイツ語授業を実施する学校、6~10 歳の約 150 人の生徒が通う土曜日学校、私的な団体のイニシアティブによるドイツ語授業などが報告されている。このような母語教育の質と量では、ドイツ人としてのアイデンティティはとうてい育成され得ないであろう。

② 多言語使用とアイデンティティ

現在のヨーロッパでは、「ポスト近代化」あるいは「新たな近代化」と呼ばれる傾向がますます顕著に進行し、国民国家のパラダイムが崩壊しつつある。人々はかつてない規模の「個人化=孤人化」を体験しつつあり、従来の伝統的な絆が消失しているが、他方で、複数の言語を使用することは、いまや当たり前のことになっている。エリートたちにとってのみならず、社会の周縁ないし底辺においてもまた、多言語使用の新たな文化が発生しており、複合したアイデンティティおよび多言語使用という現象の下、人々は多文化社会の中で生きている。

われわれの調査結果を踏まえれば、ポーランド社会への同化を強制する国民国家的発想も、母語のドイツ語による学校を要求するような復古主義的ナショナリズムも、その二者択一的性格からして当事者のアイデンティティに即するものではなく、むしろ三重の複合的アイデンティティに立脚しつつ、シュレージェンという地域に固有の言語文化を追求する地域主義の姿勢が第三の可能性として検討されてしかるべきであろう。

*ポーランドにおけるドイツ系少数民族（ジャーマン・マイノリティ）—所有権の帰趨—
小林公司（研究協力者）

第2次世界大戦によるナチス・ドイツ敗北とその結果新たな国境の線引きは、旧ドイツ帝国領土に居住していたドイツ住民の強制立ち退きに伴う、被追放民の残置財産問題と他方で、当地にドイツ系少数民族として残された人々の人権を含む諸問題が生起することになった。こうした歴史的に刻印されてきたドイツ系少数民族の意識を今回実施した調査結果に基づき分析することに主眼を置きながら、戦争終結直後この地域から強制的に本国に帰還を余儀なくされたドイツ人も検討の対象に加えた。いずれの場合にも、主に住民の所有権にかかわる理解及び意識に照準を合わせた。

というのもこの分野の問題は、戦後一貫してドイツ側が『未解決の財産問題』ととらえ、統一後もそしてポーランドが体制転換を遂げた今日ですら、特にドイツ『被追放者同盟』を中心に激しい運動が展開され、その時々ポーランド・ドイツ間の関係に時に緊張をもたらす懸案事項と見なされてきた経緯がある。

考察の結果明らかになったことは、ドイツ系少数民族としてポーランドオポーレ地域に住む住民の意識は、第1世代と第3世代とは大きく異なり、第3世代の若者は過去にとられるよりも将来に向けての意識が強いことが理解された。したがって、所有権の返還や賠償請求権の行使を望む者は少数にとどまり、むしろポーランドとの将来にわたる友好的な関係を一層構築したいとの希望が多い。

両国政府とも、両国間には所有権を含む未解決の財産問題は存在しないとの立場をとっており、この見解を欧州人権裁判所の2008年判決は根拠づけている。国内の裁判所もまた、オポーレ区裁判所登記部の指摘にあるように以下のような立場を堅持している。

① 社会主義政権下の所有権にかかわるデクレや諸立法はいずれも当時の法感覚で読み解くことが必要であること（社会主義体制下の立法措置は、原則として有効）。

② 社会主義の体制の50年代以降、財産放棄を条件として出国したドイツ人（ポーランド国籍を保持）は、95%以上所有権を失っていない。彼らは返還請求（補償請求）が可能である。

それがなお国庫にある場合（放棄として登記移転）には目的物の返還が原則であり、隣人などにプレゼントして行った場合などは補償措置が可能となる。また休暇などで出国して戻らなかった場合には所有権の登記はそのまま継続されているゆえ、いわゆる「公信の原則」が適用される

③ ドイツ被追放者連盟が日追放者の所有権返還問題を煽り立てたが、現在まで実務にはほとんど影響を与えていない。

つまり、当時の法律に従っても不法であるような没収（たとえば所有権を放棄しないと出国を認めないなど）の例外を除き、ポーランド法に基づき実施された所有権の没収は適法との立場である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

KIDO EIICHI, Gedenken zwischen Versöhnung und staatlicher Instrumentalisierung in

Japan, in: Koreaforum, (2010) 査読無,
S. 37-42.

〔学会発表〕(計1件)

KIDO EIICHI, Historische Parallelen?
Japan-Korea, Deutschland-Polen (Zweite
Tagung »Deutsche Polenforschung«, 23.
September 2011, Universität Mainz) ドイツ

〔図書〕(計1件)

Niemcy w województwie opolskim w 2010 roku.
Pytania i odpowiedzi. Badania
socjologiczne członków Towarzystwa
Społeczno-Kulturalnego Niemców na Śląsku
Opolskim (Opole, 2011), 60pp.

ドイツ語版 (Deutsche in der Woiwodschaft
Oppeln im Jahre 2010. Fragen und Antworten.
Soziologische Untersuchungen der
Mitglieder der Sozial-Kulturellen
Gesellschaft der Deutschen im Opper
Schlesien) はインターネットでダウンロード可能

(URL:[http://www.haus.pl/Soziologische%
20Untersuchung.pdf](http://www.haus.pl/Soziologische%20Untersuchung.pdf))

6. 研究組織

(1) 研究代表者

我田 広之 (WAGATA HIROYUKI)
大阪大学・大学院言語文化研究科・教授
研究者番号：10167091

(2) 研究協力者

小林 公司 (KOBAYASHI KOJI)
(2010年5月まで研究分担者、その後研究
協力者として参画)